

医政発 0331 第 90 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における
医療保健業務について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号。以下「告示」という。）の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について」（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

改正後の当該認定要件等における「医療保健業務」について、改正後の規則第 30 条の 35 の 3 第 3 項及び告示第 2 条により、「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条各号に掲げる業務（医療その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）」と規定されたことを受け、これについて下記のとおり取り扱い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

規則第 30 条の 35 の 3 第 3 項及び告示第 1 号イに規定する「医療保健業務」は、次の業務とすること

- ・ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務（医療法人の本来業務）
- ・ 医療法第 42 条各号に掲げる業務（医療法人の附帯業務）のうち別表に掲げるものの

(別表)

医療法第42条各号に掲げる附帯業務		「医療保健業務」とするもの
第1号	医療関係者の養成又は再教育	—
第2号	医学又は歯学に関する研究所の設置	—
第3号	医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設	○
第4号	疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）	—
第5号	疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）	—
第6号	保健衛生に関する業務	
	I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務	
	薬局	○
	施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）	○
	衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）	○
	介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）	—
	介護職員養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）	—
	介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であつて次に掲げるもの。 ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業 イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業 ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等	—
	介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務	○
	助産所（医療法第2条に規定するもの。）	○
	歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）	○

医療法第42条各号に掲げる附帯業務		「医療保健業務」とするもの
	福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）	—
	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。	○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。 (1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務 ア 労働者派遣法第2条第4号に掲げる紹介予定派遣をする場合 イ 労働者派遣法第40条の2第1項第4号又は第5号に該当する場合 ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合 (2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務 エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するべき地にある場合 オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（べき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の12第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業（地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。）	○
	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センター	—
	健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業	○
	学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（以下、「認可外保育施設」という。）において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業	○
	認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの	—
	医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、 ・当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、 ・又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者に対して、当該医療法人が配食を行うもの。	—

医療法第42条各号に掲げる附帯業務			「医療保健業務」とするもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）において第6条の3第12項に規定する業務を目的とする事業のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業による助成を受けているもの（以下「企業主導型保育事業」という。）。	—
		産後ケア事業（市町村の委託を受けて実施するもの）	○
		医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条第1項に規定する医療的ケア児支援センター	—
		Ⅱ．国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務	
		海外における医療施設の運営に関する業務	—
第7号	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施		
	1	社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの	
		生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第6項に規定する宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業	—
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業	○ ※障害児入所施設を営する事業に限る。
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）を営する事業	○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を営する事業	○
		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設を営する事業	—
		授産施設（生活保護法第38条第5項に規定する授産施設を除く。）を営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	—
	2	社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの	
		生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	—
		生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業	—

医療法第42条各号に掲げる附帯業務			「医療保健業務」とするもの
		児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	○ ※障害児通所支援事業、障害児相談支援事業に限る。
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業	—
		民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)第2条第4号に規定する養子縁組あっせん事業	—
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を運営する事業	—
		老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを運営する事業	○
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業	○
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業	○
		知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業	○
		生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	—
		隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)	—
		福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(社会福祉法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第11号までの事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)	—
		社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業	—
第8号	有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの。)		○ ※特定施設入居者生活介護の指定を受けたものに限る。